

# 特定求職者雇用開発助成金のご案内

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

## 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を雇用する事業主に助成金を支給します

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

## 発達障害や難病のある方を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①、②のすべてに当てはまる対象者をハローワーク、地方運輸局、特定地方公共団体、職業紹介事業者の紹介により、一般被保険者かつ継続して雇用する労働者として新たに雇用し、対象労働者の雇用管理に関する事項を報告する事業主に助成金を支給します。

- 対象者**
- ① 障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方
    - ▶発達障害の場合：発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
    - ▶一定の難病がある方
  - ② 雇入れ日時点で満年齢が65歳未満である方

## 就職氷河期世代を安定雇用した事業主に助成金を支給します

バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年（1993年）～平成16年（2004年）頃に就職活動を行っていた方々を就職氷河期世代と言います。この助成金では、就職氷河期世代のうち、

- 不安定な仕事に就いている（正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働いている）方
- 仕事に就いておらず（無業状態である）、就職に向けてお悩みの方
- 学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方

などの正規雇用としての就職を支援しています。

### 対象となる労働者

①	1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれの方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である方 ・ ただし、自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している方（※）など、助成金の趣旨に合致しないと考えられる方は、この要件を満たした場合であっても、助成対象外となります。 ※ 会社の代表取締役・役員、業務独占資格（士業など）の国家資格を有する方、公務員の常勤職員など
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方



## 助成額（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	<b>60万円（50万円）</b> 短時間：40万円（30万円）	<b>30万円（25万円）× 2期</b> 短時間：20万円(15万円) × 2期
② 身体・知的障害者	<b>120万円（50万円）</b> 短時間：80万円（30万円）	<b>30万円×4期（25万円×2期）</b> 短時間：20万円×4期(15万円×2期)
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	<b>240万円（100万円）</b> 短時間：80万円（30万円）	<b>40万円×6期（33万円※×3期）</b> 短時間：20万円×4期(15万円×2期) <small>※第3期は34万円</small>

( )内は大企業に対する支給額

## 助成額（発達障害・難病コース）

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給総額	支給総額			
				第1期	第2期	第3期	第4期
短時間労働者 以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円	25万円	25万円		
	中小企業	2年	120万円	30万円	30万円	30万円	30万円
短時間労働者	中小企業以外	1年	30万円	15万円	15万円		
	中小企業	2年	80万円	20万円	20万円	20万円	20万円

## 助成額（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

合計助成額	支払い方法
<b>60万円（50万円）</b>	<b>30万円（25万円）× 2期</b>

( )内は大企業に対する支給額

### 支給申請の流れ

#### 1 ハローワーク等からの紹介

ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介で雇い入れた場合のみ、助成金の対象となります。

#### 2 対象者の雇入れ

支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに申請を行います。

#### 3 助成金の第1期支給申請

【提出書類】※このほかにも労働局から書類の提出を求める場合があります

- 支給申請書（様式第3号）
- 賃金台帳等
- 出勤簿等
- 対象者であることを証明するための書類
- 雇用契約書又は雇入れ通知書
- 対象労働者雇用状況等申立書（様式第5号）
- 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

#### 4 支給申請書の内容の調査・確認

提出した支給申請書の記載事項などを支給要件に照らして審査します。適正と認められる場合、助成金が支給されます。審査には一定の期間を要します。審査結果は申請した事業主に通知書を送付して告知します。

#### 5 支給・不支給決定

#### 6 助成金の支給

支給決定から事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでに、一定の期間を要します。

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

## そのほかの主な支給要件

### 事業主に関する要件

- 雇用保険の適用事業主であること
- 対象労働者の賃金を支払っていること
- 労働保険料を滞納していないこと
- 採用日前後6か月間に事業主都合による解雇※をしていないこと ※勤奨退職を含みます
- 採用日前後6か月間に、倒産や解雇など特定支給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者の6%を超えている場合（特定支給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）

### 対象労働者に関する要件

- ハローワークなどの職業紹介以前に採用に向けた選考を開始した者でないこと
- 職業紹介時点で、在職者でないこと  
※重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れる場合は在職者であっても助成対象となります。
- 助成対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと  
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

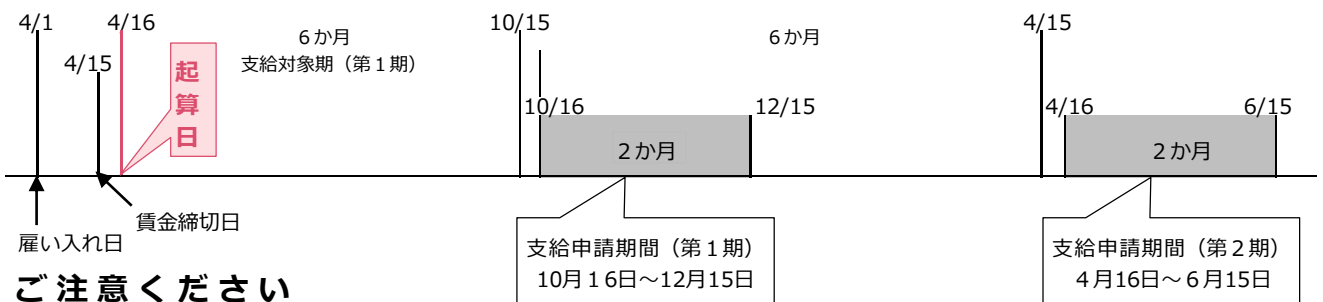
## 支給申請の手続き

- 助成金は、支給対象期※ごとに、2～6回（各コースによって変動）に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに**事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワーク**に行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から「**2か月以内**」です。

※支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。  
起算日は、次のようになります。

- ・ 賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・ 賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日  
(ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日)

### 例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇い入れた場合



### ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は<https://www.mhlw.go.jp/content/000552488.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

# トライアル雇用助成金のご案内

「**トライアル雇用**」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用※への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

「**障害者トライアル雇用**」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

どちらも労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチや障害者雇用への不安を解消することができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」「障害者トライアル雇用求人」等を積極的に活用していただくようお願いいたします。

※ 期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じであるもの

## 助成金の支給額

### ■ 対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

「トライアル雇用求人」「障害者トライアル雇用求人」「障害者短時間トライアル雇用求人」を事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

※ 対象労働者が母子家庭の母等もしくは父子家庭の父の場合は、いずれも1人あたり月額最大5万円となります。

### ■ 精神障害者を雇用する場合、月額最大8万円（最大 8万円×3か月、その後4万円×3か月）

精神障害者を雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障害者は原則6～12か月間トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は6か月間に限ります。

事前にトライアル雇用求人（ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者）に提出し、これらの紹介により、対象労働者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、上記の金額の助成金を受けることができます。

※ **トライアル雇用開始日から2週間以内**に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。

※ 実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。

※ 助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して**2か月以内**に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※ トライアル雇用の途中で無期雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

## 対象となる労働者

次のいずれかの要件を満たし、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

### ■ トライアル雇用の対象労働者

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※に就いていない期間が1年を超えている
- ④ 生年月日が1968年（昭和43年）4月2日以降の者で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する

### ■ 障害者トライアル雇用の対象労働者

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている

※ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。（詳細は、福岡助成金センターへお問い合わせください。）